

ソニー不動産株式会社との提携住宅ローン開始のお知らせ

ソニー銀行株式会社(代表取締役社長:石井 茂/本社:東京都千代田区/以下 ソニー銀行)は、ソニー不動産株式会社(代表取締役社長:西山 和良/本社:東京都中央区/以下 ソニー不動産)と住宅ローンについて業務提携し、2014年8月1日(金)よりソニー不動産の店舗にて取り扱いを開始しますのでお知らせいたします。

本提携ローンは、お客さまのご希望の金利プランおよび取り扱い手数料に応じて「ソニー不動産提携住宅ローン」と「ソニー不動産提携変動セレクト住宅ローン」の2種類からお選びいただけます。お客さまご本人がお住まいになる新築物件および中古マンションのご購入のための資金としてご利用いただけるほか、お客さまご本人がお住まいになるリフォーム(増改築)資金としてもご利用いただけます。

ソニー不動産は、不動産に関する売買および賃貸仲介・プロパティマネジメント・コンサルティングなどの総合不動産サービスを展開するため、本日8月1日(金)より営業を開始しました。公平性、合理性、専門性を徹底的に追求し、高い顧客満足度の実現を目指しています。(ソニー不動産のサイト <http://sony-fudosan.com>)

ソニー銀行は、お客さま視点に立った総合不動産サービスを展開するソニー不動産との提携により、お客さまの多様な住宅資金ニーズにお応えしてまいります。

■ ソニー不動産との提携住宅ローンの概要

	ソニー不動産提携住宅ローン	ソニー不動産提携変動セレクト住宅ローン
融資金額	500万円以上1億円以下(10万円単位)	
資金使途・ 取り扱い物件	(1) お客さまご本人がお住まいになる自宅の新築、中古マンション購入のための資金(マンション以外の中古物件については現在お取り扱いしておりません)。 (2) お客さまご本人がお住まいになる自宅のリフォーム(増改築)資金。 (3) お客さまご本人がお住まいになっている自宅の住宅ローン借り換え資金と借り換えと同時にを行うリフォーム(増改築)資金(借り換え資金のみでのお取り扱いはできません)。 (4) 上記(1)(2)(3)およびお取り扱い手数料(「ソニー不動産提携変動セレクト住宅ローン」のみ)	
ご利用いただける かた	以下の条件をすべて満たすかたに限ります。 (1) お申し込み時のご年齢が満20歳以上満65歳未満で、最終返済時が満80歳の誕生日までのかた。 (2) 前年度の年収(自営業のかたの場合は申告所得)が400万円以上であるかた。 (3) ソニー銀行指定保険会社の団体信用生命保険に加入が認められるかた(保険料はソニー銀行負担となります)。 (4) 日本国籍、または永住権のあるかた。 (5) 資金使途の対象物件にソニー銀行第一順位(*1)の抵当権を設定していただけるかた。 (6) ソニー不動産が仲介・販売する物件を購入されるかた、およびソニー不動産でリフォーム(増改築)されるかた。 ◆保証人は原則として必要ありません>(*2)	
取り扱い手数料	無料	ご融資金額の1.62%(消費税込み)
金利引き下げ幅	住宅ローンのお借入れ全期間、すべての金利タイプでソニー銀行の住宅ローン基準金利から一律1.0%(年利)を引き下げます(金利タイプ変更後も適用されます)。	変動セレクト住宅ローンのお借入れ期間中、以下の通りソニー銀行の住宅ローン基準金利から金利を引き下げます(金利タイプ変更後も適用されます)。 ●変動金利適用期間中 1.35%(年利)引き下げ ●固定金利適用期間中 0.90%(年利)引き下げ ※お借入れ時は変動金利のみのご利用となります。
	■自己資金割合が10%以上のお客さま(*3) 住宅ローンのお借入れ全期間、すべての金利タイプでソニー銀行の住宅ローン基準金利から一律1.05%(年利)を引き下げます(金利タイプ変更後も適用されます)。	■自己資金割合が10%以上のお客さま(*3) 変動セレクト住宅ローンのお借入れ期間中、以下の通りソニー銀行の住宅ローン基準金利から金利を引き下げます(金利タイプ変更後も適用されます)。 ●変動金利適用期間中 1.40%(年利)引き下げ ●固定金利適用期間中 0.95%(年利)引き下げ ※お借入れ時は変動金利のみのご利用となります。
適用条件	2015年12月30日(水)までにソニー銀行へ住宅ローンお申し込み書をご提出されたお客さま ※2015年12月31日(木)以降の適用条件につきましては、2015年9月30日(水)までにお知らせいたします。	

(*1) 住宅金融支援機構(旧:住宅金融公庫)など公的融資は、第一順位抵当権の設定が必要条件となっておりますので、ソニー銀行住宅ローンと併用でのお取り扱いはできません。

(*2) ペアローンでお申し込みする場合は、それぞれ「連帯保証人」となっていただきます。ソニー銀行の審査の結果、お借入れ条件として「連帯保証人」をお願いするケースがあります。対象物件を共有される場合は、ご本人以外の共有者は「担保提供者」(物上保証人)となっていただきます。

(*3) 物件の購入およびリフォーム(増改築)を資金使途とする住宅ローンにおいてお借入れ総額が物件の購入価格および建築請負価格(いずれも諸費用、お取り扱い手数料を除く)の合計額に対して90%以内(=自己資金10%以上)のお客さま。

■ご参考 ソニー銀行住宅ローンの特徴

(1) 原則 24 時間好きな時間に手続きが可能

住宅ローンの手続きが、銀行窓口に向くことなく、インターネットと郵送で完了できます。

(2) 比較しやすい商品性

“金利プラン”と“手数料”を比べて選べる2つの商品をご用意しており、納得のいくプランをご検討、お選びいただけます。

(3) 金利タイプの変更が、お借り入れ期間中何度でも可能

ネット上で変動金利 → 固定金利、固定金利 → 変動金利(*) へとお借り入れ期間中、何度でも金利タイプを変更いただけます。

(*) ソニー銀行所定の手数料がかかります。

(4) 複数の金利の組み合わせが可能

一つの住宅ローンで変動金利と固定金利を組み合わせられ、両方のメリットを同時に享受いただけます(部分固定金利特約)。

(5) 繰り上げ返済手数料は無料、かつ 1 万円からの返済がネット上で何度でも可能

(6) 保証料・団体信用生命保険料が無料

ソニー銀行では保証会社を利用していないため、保証料がかかりません。さらに、団体信用生命保険料はソニー銀行が負担します。

(7) 専任のローンアドバイザーがサポート

お客さま一人ひとりを担当する専任のローンアドバイザーが、借り入れ当日までサポートします。

以上

ソニー銀行のサイト | 企業サイト <http://sonybank.net/> サービスサイト <http://moneykit.net/>

ソニー銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第578号 加入協会:日本証券業協会、一般社団法人 金融先物取引業協会
©Sony Bank Inc. MONEYKitはソニー銀行株式会社の登録商標です。

報道関係の方からのお問い合わせ先

ソニー銀行株式会社

広報部: 渡辺・高橋・安積
〒101-0054 東京都千代田区神田錦町三丁目26番地
Tel 03-6832-5903 Fax 03-3292-9351
press@sonybank.co.jp

ソニー銀行PR事務局

株式会社アンティル: 森脇・神田・石井
〒107-0052 東京都港区赤坂四丁目15番1号 赤坂ガーデンシティ18階
Tel 03-5572-6061 Fax 03-5572-6065

お客さまからのお問い合わせ先

カスタマーセンター **0120-365-723**(フリーダイヤル) ※フリーダイヤルは、携帯電話・PHSからもご利用になれます。
フリーダイヤルをご利用にならない場合は **03-6730-2700**(通話料有料) ※番号をお間違えにならないようご注意ください。
※ IP電話をご利用の場合、ご入力内容が確認できない場合がございます。

【各種パスワード、各種お手続き(口座開設、諸届、お振り込みなど)に関するお問い合わせ】

平日 / 9:00~23:00 土・日・祝日(12月31日~1月3日を含む) / 9:00~17:00

【各種商品に関するお問い合わせ】 平日 / 9:00~20:00 土・日・祝日(12月31日~1月3日を含む) / 9:00~17:00

※ 年中無休(システムメンテナンス時などを除く)

【金融商品提供に関するお問い合わせ】 平日 / 9:00~17:00(土・日・祝日および12月31日、1月2日は休業)